

一へへ

duity ヲ除カレテ居ル、其被保險者ハ一二〇〇万人アリ、英國ニ於ケル被傭者一八〇〇万人ニ対シテ $\frac{2}{3}$ ニ相当ス、保険期間トシテハ、工場又ハ会社毎ニ産業ハ労働ノ委員会ニ失業保險ヲ行フ方法ヲ新々ニ認メタ、其理由ハ從來ノ如ク各種ノ職業ニ同一ノ保険料ヲ適用スルトキハ失業率ノ低い職業ノ者ニ不利益ナレバ茲ニ事業単位ノ組合ヲ認メルコトニシタルナリ、此ノ如クスレバ被保險者ノ負担が自ラ其ノ失業率ニ一致スル結果ニナルカラナリ、但シ此ノ外ニ從來ノ如ク職業紹介所又ハ労働組合ヲ機関トシテ行シテキルコトハ別ニ変リナシ。

英國ノ法律ハ其后モ屢々改正セラレテ居ル、併シ之レハ失業保險ノ経験ガ世界ヲ通ジテ未だ浅キがタメニ得ムヲ得ザルコトナリ、其ノ他ニ英國主義ノ欠点トシテ保険料及ヒ保険金ノ定額主義ノ爲メニ物価ノ変動ニシレテ絶ヘズ法律、改正ノ必要ノアルコトナリ、英國ニテハ何人ニ対シテ保険料ハ毎週金何錢、保険金ハ金何円ト一定シテ居ルが近頃ノ如ク物価ノ変動激シキ場合ニハ此ノ方法ニテ

ハ施ヘズ改正ノ必要アリ、若シエラ大陸主義ニ従ツテ賃金ノ一定ノ割合トスルナラバ物価ノ変動ト賃銀トガ自然ニ相伴ヒ従ツテ保険料及ヒ保険金額モ自働的ニ社会ノ需要ニ一致スル筈ナリ、

第三部 火災保険

第一章 沿革

火災保険事業ハ中世、quicca = 發源シテソレヨリ公営及ヒ私営事業トナレリ、quicca = 於テハ組合費が平素ノ據金ヲ以テ火災其他ノ不幸ニ遭遇ヒシ者ヲ相互ニ救濟スルコトヲ其ノ任務ノ一トセシコトハ前述ノ生命保険ト全様ナリ、併シ之レハ單純ナル救濟ニ過ぎシテ今日ノ火災保険即チ損害ヲ填補スル迄ニハ發達セザリキ、併シ國民ヲシテ火災ノ不幸ヨリ免レシムルコトハ國家ノ重要ナル政務ノ一ナレバ火災保険ハ割合ニ早クヨリ独立民族ノ國々ニ於テ公営事

一へ九

業トシテ行ハレタリ、即チ私營事業ハ未グ發達スルニ至ラザリシニ依テ國家ハソノ欠陥ヲ充タス為メニ火災保險事業ヲ行ヘリ、例ヘバ十五世紀ニ Schleswig, Holstein = 都市ノ火災組合が起レリ、十七世紀ニハ Hamburg 市ニ火災保險金庫が設ケラル、此ノ金庫ハ公法的ノ性質ヲ有シ Hamburg 市内ニアル公ノ建物ハ必ず保險ヲ附スベキモノトシ、併人ニアリテハ己ノ家屋ヲ保険ニ附セシモノニ限シテ他人ヨリ當物ヲ取ル权利アリトセリ、即チ直接ニ保險ヲ強制セリ、何トナレバ家屋ヲ担保トシテ Debt ラスル人ハ貸主ノ請求ニ依テ火災保險ヲ附スルコトヲ余儀ナクセラレル、又其貸主ハ家屋ヲ担保ニトルタメニハ貸主が先づ自ラ保險ニ加ハルコトヲ要スルマケナリ、十八世紀ノ終り及ビ十九世紀ニ入りテハ公立火災保險ノ必要が益、認メテレ独乙各地ハ勿論独乙風ノ文化ヲ有スル諸國即チ Austria, Denmark, Switzerland, Sweden 等ニ多クノ保險所が設ケラレタリ、例ヘ Baden ハ一八〇三年、Beieren ハ一八年、Prussia ハ一八一年以來設ケラレタ、其ノ一例トシテ

Beieren ノ事ヲ述ブレバ其ノ國立ノ保險所ハ一八一年ニ設ケラレ三四年以来ハ Rhine 河右岸ニ於ケル一帯ノ地方ニ始んど事實上ノ独占ヲ行ヘリ、ノハニ加入スルト否トハ原則トシテハ自由ナレドモ公ノ建物、學校、寺院等が之レヲ強制セラレス一概ノ建物ニ付テハ國立火災保險所ニ於テ受諾セザルモノ、外ハ他ノ保險所又ハ会社ニテ之ヲ引受クルコトヲ禁止セルが故ニ保險ヲ契約セント欲スルモノニ対シテハ政府が自然ニ之ヲ独占スルコトニアレリ。

英國ニ於ニハ反之 gild ノ事業が私立事業トシテ發達スルニ至レリ、シノ榮達ヲ促セシハ一六六六年ノ London 大火災ナリ、此ノ火事ハ九月二日ニ始マリテ四昼夜間断ナク継続シ當時ノ London 市ノ八五%以上ヲ燒キ拂ヒタレバ世人ハ痛切ニ火災保險事業ノ必要ヲ感セリ、此處ニ於テ其翌年 Michael Bardon ハ併人企業トシテ家屋ノ火災保險ヲ初メタリ、ニレ當時既ニ個人企業トシテ海上保險及ヒ生命保險が行ハレシカバ其ノ方法ヲ火災保險ニ應用セシモノナリ、彼ハ此ノ事業ニ多少ノ成功ヲ收メシカバ一六八〇年ニ死ヌ

Office ト旅スル合名会社ヲ作りテ盛ニ此ノ事業ヲ営メリ、以未引
ツ、キ色々々ノ火災保険、計画ヲ立ツルモノアリ、ロンドン市ニ請願
所ヲ建設スルモノモアリシガロンドン市ニ於テハ一六八一年ニ遂ニ
市営保険ヲ決議セリ、之レハ自由主義、英國トシテハ珍ラシキコト
ナルガ之レニヨリテ如何ニ火災保険業が國家的ノ事務トシテ国民ノ
幸福ニ大干係ヲ有スルモノナルカテ知ルヲ得、又恐ラクロンドン市
会ハ独逸地方ニ於ケル公立保険ノ思想、影響ヲ受ケシモノト考へ
ラル、併シ此ノ市営保険ハ不成績ナリシカバ一年間事業ヲ行ヒシ后
之レラ止メタリ、一六八三年ニハ *Friendly Society* ト云フ火災保
険ノ相互会社が設ケラレ其ノ方法ハ各社員が保険金額一〇〇磅ニ対
シテ一五磅ノ責任ヲ負担シ其ノ内六 *Shilling* ハ hence ハ保証金ト
シテ会社ニ收メ尙毎年事業費トシテ /4. 4 p. ラ負担スルモノナリキ。
徒ツテ之ハ保証責任ノ相互会社ト考フルア得、一六九六年ニハ *Amici
cable Contributionship* ト旅スル純粹ノ相互会社が設ケラレタ
リ、即チ保険ノ費用ハ盡ノ被保険者が負担シ剩余金ハ返還セラル、

+リ、之レハ *it is hard in hand* ト改名シ今日尚木存在セリ
エレガ現社會社ノ内尤モ古キモナリ、此等ノ会社ハ建物ノミヲ保
険セシガ、一七〇六年ニ *Perry* ガ個人企業トシテ不動産及ビ動産
、火災保険ヲ初メタリ、程ナク彼ハ組織ヲ合名会社ニ改メテ *Chun
fire office* ト称シテ以テ今日ニ及ベリ、一七二〇年ノ頃ニ其ノ
絶頂ニ達シタル *South Sea Mania (Bubble)* 、時代ニハ多ク
ノ技術的会社が火災保険ニ干シテ計画セラシシガ然ク泡沫ニ帰セリ、
然ルニシテヨリ *Royal Exchange Assurance Company*、
London Assurance Corporation 及ブニシノ株式会社が設
立ノ許可ヲ得タリ、此ノ兩者ハ初々海上保険ヲ行ヒシガ翌年ヨリ生
命及ヒ火災ノ保険ヲモ初メタリ、其ノ特色ハ純然タル營利会社ナル
コト、即チ被保険者ハ只一定ノ保険料ヲ支拂ノミラ以テ足ルコト、
及び会社ノ資本金及ビ積立金が保険金ノ支拂ヲ確保スルコトガ真
特長ナリ、即チ此レヨリ以前ノモノハ寧ロ現代的ノ保険ノ先駆者
トモ見ルベキモノニシテ之レヨリ后初メテ現代ノ如キ大規模ノ保険

事業が成立スルニ至レリ、ニヨリ次第ニ多クノ会社が設立セラレ今

日ニ於テハ世界的ニ其事業ヲ営ヘリ。

以上、如クニシテ發達シ来リシ英國ノ保険業が火災ノ損害ヲ填補スル他ニニ仰ノ功績ヲ現ハセリ、一ハ消防隊ノ設立ナリ、保険会社ハ其ノ支払ヲ少クスルタメニ早クヨリ火災ノ予防及び消防ニ注意シ消防機械ヲ備付ケ消防隊ヲ組織シ尚火災ニ際シテハ消防ノ外ニ家財ノ搬出ニ努メ又搬出サレタル家財ヲ監督シテ盜難ヲ防グコトニ努メタリ、然ルニ各会社ノ消防隊ノ間ニ連絡ナク時トシテハ衝突ヲ起スコトスラアリシカバ、一八三三年ニハ凡テノ会社ノ消防隊が統一セラレテ London ラ五区ニ分テ十四ヶ所ノ消防屯所ト八十人ノ熟練セル消防夫ヨリナル所ノ消防隊ヲ組織セリ、此ノ頃迄ハ國家又ハ市町村ノ事務所トシテ消防機関ノ組織ナカリシが一八六六年ニ至リ初メテ London 市ノ消防隊が設ケラレシケハ此ノ事業ヲ町ニ引継グ事トナレリ、此ノ沿革アルが故ニ今日ニテモ英國ノ保険会社ハ毎年沢山、金ヲ消防隊ノ維持費トシテ町ニ提供セリ、其后ニ於テハ只焼残

リシ財産ヲ保管シ且立ヲ適當ニ処分スル為事業ヲ Salvage Corp (財産救護隊)ヲ設ケテ火災ニヨル損害ヲ少ナカラシムルコトニ努メタリ、尚火災ニ際シ人及ヒ財産ヲ救ヒ出スコトモ此ノ Salvage Corps 、任務ナリ。

吾國ニ於テハ明治初年ニ未だ火災保険ナカリシガ大藏省ノ顧向独立人 Paul Mayet ガ火災保険ノ必要ヲ政府ニ建議セリ、於茲明治十二年ニ大藏省ニ火災保険取調掛トイフ委員会が設ケラレ十四年其法案ヲ起草シテ大政官ニ建議シテ

- 一、全国ノ家屋ニ対シ官営強制火災保険制度ヲ設ケルコト、
- 二、建築條例ヲ設ケテ建築ヲ制限シ危険ノ減少ヲ計ルコト、
- 三、溝渠、防火壁等ヲ設ケテ延焼ヲ防グコト、
- 四、消防機械ヲ完備スルコト、

等ノ必要ヲ太政官ニ建議セリ、

併シ當時ハ強制保険ノ方法ニ反対ヲ称スルモノアリ、尚其后久シ火災保険事業ハ全ク存在セザリシガ、明治二十年ニ東京火災保険

会社が初メテ設ケラレタリ、ニレヨリ次第ニ全旅ノモノガ設ケラルニ至リシが二十六年ノ頃ニハ一時、好景氣ニ煽ラレ多數ノ会社ヶ設ケラレニ十七八年、戰役ニハ一時經濟蕭ガ衰ヘシガ戰后ノ好景氣ニ連レテ保險会社モ再び簇出セリ、於茲各社互ニ競争シ極端ニ料率ヲ引キ下グ加之各地ニ大火發生セシカバ小会社ハ相次イデ破産セリ、此等ノ弊害ニ顧ミテ三十三年ニハ保險業法制定セラレ監督ヲ嚴重ニセシカバ基礎ノ薄弱ナルモノハ營業停止、又ハ解散ヲ命ぜラレ之レヨリ后ハ保險事業が堅実ニ辟達セリ、世界戰爭ノ向及ヒ其后ニ於テハ好景氣ニシレテ又新ニ多クノ会社が設ケラレ或ハ海上保險会社ニシテ火災保險ヲ兼スル者沢山現ハレ保險料ノ料率ニ干シテハ各社ノ競爭ヲ避ケル為メニ屢々料率核定が設ケラレシガ帶ニ永続スル能ハザリキ、現在ノ料率核定ハ只一社ヲ除ク外悉ク加入シ居レド其永續ハ困難ナル如ク傳ヘラル。

外国会社ハ比較的早クヨリ横浜神戸等ノ貿易所ニ於テ代理店ヲ設ケテ営業ヲ行ヒシが二十五年ノ頃ヨリ吾國ノ經濟界ノ發達ニシレテ被保險物ノ種類が次第ニ多クナリシカバ、外国会社ハ内国会社ヨリ再保険ヲ引受ケヌハ根全シテ保險スルコトが灰葉ニ多クナレリ、此ノ如ク外国会社ノ勢力が加ハルニシレテ之レニ監督スルヌメニ三十三年ニ外国会社ニ干スル件ト云フ勅令ヲ發布スルニ至シ、今吾國ニ於ケル此等ノ会社ノ状況ヲ見ルト大正十一年三月未現在。

内国会社、四十八社、凡テ株式会社ナリ、十年度ノ新契約ハ凡

ソ一〇五億円也。

外国会社ハ三十社、新契約ハ二十六億円ナリ、其ノ国籍ヲ見ルニ、英本国二十、英領植民地大、ニア細別スレバ香港三、上海一、Newzealand 二、米ニ、仏一、Holland 一、等ナリ。

第二章 保 險 料

今若シ凡テノ建物が全一ノ条件ニアリト仮定スレバ過去数年間ノ

現在戸数、合計ラ以テ罹災戸数ノ合計ヲ除スレバ其ノ危険率ヲ見ルコトヲ得、例ヘバ明治二十六年ヨリ四十年迄ノ十五年間ノ東京ノ状態ヲ見ルトキハ、

$$\frac{\text{被災戸数合計}}{\text{現在戸数合計}} = \frac{22,482}{55,072.256} = \frac{4.082}{1000}$$

ナリ。

従シテ純粹ノ保険料ハ保険金1,000円ニ付キ田田〇ハニトナル道理ナリ、然モ之ハ一ノ仮定ニ止ル、實際ニハ建築材料、職業、種類、周囲ノ状況、其他ノ矣ヲ考慮スルア要スルが故ニ建築学、科学、其ノ他ノ學向ノカラモ借りテ合理的ナル參酌ヲ加フルコトモ必要ナリ、而シテ今日ノ状況ヲ見ルトキハ火災保険ハ一ノ商品トシテ売買サレテ居ルカラ世ノ中ノ景氣ノ善悪、企業者間ノ競争、有無等ニヨリソノ保険料率ハ時々上下スル、尙ホ上述ノ數字ハ所謂純粹ノ保険料ナレバ事業ヲ営ムタメニ必要ナル保険料ハ此ノ外ニ三〇%—三五%ヲ要スルト云ハル、今若シ純粹保険料が四五五%ナラバ

$$\text{ノ、総保険料 } g_{\text{pure}} \text{ 即テ商業保険料 Commercial : } \\ \frac{4.55}{1.000} \times (1 - 0.35) = \frac{7}{1000}$$

即チ保険料ハ1.000円ニ付七円トナル訣ナリ、乍併上述ノ如ク保険料ハ時々ノ相場ニヨリテ上下スルコト勿論ナリ、

第三章 危険・測定

二ハ 実体的、risk (physical risk) 及ビ
人爲的、risk (moral risk) ラ測ルコトヲ要ス。
実体的、risk、測定ハ大災保険工学 (engineering)、又ハ
fire risk 測定術 (surveying)、範囲ニ属スル。シレガ為メニ
ハ先づ fire、原因ヲ研究スルコト、例ヘバ、煙火、燃料、暖房
装置、化学的变化ヲ生ズル物質、自然燃焼等が fire、原因トナル

コト多ケレバ、之等モ研究スルヲ要ス。
火災保険ノ引受ケラナスニ当リテハ、其ノ被保険物ヲ調査シ建物、構造位置、其ノ用法、貯藏セラル、物品及ヒ動産保険ノ場合ニハ之レヲ容ル建物ノ状況等ヲ調べ務テ作ラレタル料率表ニ思シテ、實際ノ保険料ヲ定ム。今其ノ料率表ニ就キテヘアル時代ニ吾國ニ行ハレタリシモノノ、単簡ナル説明ヲナサン。

建築、構造及び等級

第一級 煉瓦造（壁、厚サ Binches 以上）

鉄築 concrete 造り

土藏造又ハ石造
屋根ハ瓦 slate、並船引ノ鐵板、金屬瓦 re-inforced concrete；アセント、ソノ他不燃質、鉱物質材料ヲ以テ葺キタルカス；concrete ラ下塗リトシ更ニ表面ヲ不燃質ノ物ニテ仕上ゲタル建物ヲ云フ。

(note) 凡テノ出入口、及窓ニ防火扉ヲ設ク

第二級 煉瓦作（壁、厚サ 一寸以上）

石造

reinforced concrete 造リスハ土藏作リニシテ必ズシモニ等、構造ノ定義ニハ適合セザルモノ及ビ厚サヤ寸以上ノ竹筋 concrete 造り。

屋根ハ第一級＝同ジ。

木骨ニシテ煉瓦張、石張、堅瓦セメント塗リスハ堅瓦、シックイ塗、鐵網コンクリート造。

hollow brick （空洞式煉瓦造）、及鐵骨ニシテ金屬其他ノ不燃質ノモノヲ周壁トシタル建物ヲ云フ。

屋根ハ第一級ニ同ジ。

第三級
第四級
以上ノ外ノ構造ニシテ屋根ハ第一級ニ全ジキモノヲ云フ。料率表ハ全国ヲ十一区ニ分ツ、各区ニ料率ヲ定メ其各区ニ就テモ人家、稠密、程度、住宅地ト商業地トノ區別、都市ト郡部等ニ就テ

必凶別テナス。今東京府ノモハ例ニ举ハヘ(龍岡)

。。。

保険料率 (一ヶ年100 yen=付)

地 域	第一級 建物	第二級	第三級	第四級
東京 及接続ノ五郡	20	25	30	40
1. 一等地	25	30	40	60
2. 二等地	30	40	60	80
3. 三等地	35	50	80	100
4. 四等地	45	70	125	160
5. 五等地	60	100	200	250
6. 六等地	60	100	200	250
7. 吉原遊廓(建物用法如何ニカ)	2.00	3.00	5.00	6.00
8. 洋崎遊廓(全上)	1.50	2.50	4.00	4.00
9. 新宿遊廓	1.00	2.00	4.00	4.00
10. 北千住遊廓	1.00	2.00	4.00	4.00
其他	.35	.50	.80	1.00

ル、本ニ特定料率トシテ特別ノ建物ヲ限リ特ニ料率が定メラント
キルモノアリ。

此ノ外ニ割増料率トシテ尤ノ如キモノガ列記サレル。

可燃性ノモノデ葺キタル屋根、材料、如何ニ拘ヘテズ三〇%

増

三階以上ノ建物、第一級及ビ第二級ノ建物ニアツテハ第四階
及ソレ以上一階ヲ増入毎ニ一〇〇円ニ付一〇銭ヲ加フ。
第三、四級ノ建物ニアリテハ三階及ビソレ以上ヲ増入毎ニ一〇銭
ヲ加フ、但シ五重ノ塔ノ如キ建物ニ付シテハ此ノ階級割増テトルヲ
要セズ、又都會ノ一等地及ヒ二等地ニアル第一級ノ建物ニシテ單ニ
事務所トシテ使用セラルル物ニアリテハ階級割増ヲ取ラズ、
建築中又ハ大修膳中ノ建物ニ付シテハ一級ニ級ノモノニハ三〇銭、

三及四級ニハ五〇銭ヲ加フ、此ノ割増ハ日割計算ニヨリテ取ルコト
不得、
職業ニヨル割増、其ノ地方及建物ノ等級、其他色々ノ事情ニヨリ
テ区々ニナルガ故ニ、要之普通ノ料率トシテ定メラレタルモノハ上
ニ特ニ列記セラルル割増ナリ、其ノ主ナル職業ヲ云ヘバ
(一) 貸座敷、(二) 演劇及ヒ活動ヲ興行入ル建物、(三) 興業ノ
目的ニ非ズシテ活動写真ヲ映写スル建物、(四) 寄席、(五) 興行
場
(六) 紙屑商、(七) ポロ綿商、(八) 営業用自働車ノ格納場
(九) セルロイド加工々場、(十) 旅館、下宿屋、飲食店、湯屋、藥
品商、家具製造所、油屋、鍛冶屋、製本屋、疊屋、提燈屋、染物屋、
病院、夜学校、二十銭増、
倉庫ノ中ニ危険品ヲ收容スルトキハ下ノ割増金ヲトル、野積ノ場
合モ亦同ジ、

危険品

α級

十五銭

β級

三十銭

隔離セル建物ニ対シテハ、例ヘバ周囲十間以上ノ空地ヲ有スルト
キハ又ハ周囲五間以上ノ空地ヲ有スル時ト云フが如ク其状況ニ在ジ
六%——ニ〇%ヲ引ク、

单ニ住宅ニノミ使用スル建物、及ビ附属倉庫ニ対シテハ特ニ廉価
ナル料率が定マル、

野積又ハ上家ノ中倉庫内ノ石炭ニ付テハ自然発火ノ危険ヲ除外ス
ル十ラバ一円、若シ自然発火ノ危険ヲモ含ムナラ一円五十銭、
積入ニアラザル金物类ヲ他物ヲ混藏セザル特別ノ条件ノ下ニ倉庫
ノ中ニ貯蔵セラレタルトキハニ五%引、野積ノ場合ニハ第四級ノ建
物ニ対スル其地区ノ料率ノ割引トス、
割増又ハ割引ハスベテ基本率ニ対シテ各別ニ之ヲ計算スル、

消防設備ハ火災ニ干係テ有ス、此ノ設備ヲ分チテ警火、報火、防
火、消火、救護ノ五トス、

警火設備トハ放火ヲ警戒シ又ハ火ノ用心ヲ巡視スル夜警、如キヲ

云フ、報火設備、簡単ナルモノハ火見櫓ノ类ニシテ近年ハ電話及ビ報火柱、如キ有効ナル機械が用キラレテキル、西洋ニチハ自動報火器が建物ノ中ニ備付ケラレテキル例ガ沢山下ル、防火設備ハ防火材料ノ使用、防火壁ノ設置、等、如ク火災ノ發生及ビ延焼ヲ防ク目的ノモノナリ、今日大都市ニ於テハ建築條例ヲ設ケテ建物ノ構造及び高サ、空地等ノ設備ニ就テ取締ルコト、ナレリ、消防設備ハ地方自治体ガ消防隊ヲ設ケ居レリ、外ニ輕便消火器又ハ私設消防隊ヲ設ケルコトモアル、殊ニ自動消火器(Automatic Sprinkler)ヲ設備スルコトハ倉庫等ニ付キテ最モ有效ナルコト、セラル、救護設備ハ火災ノ時ニ人命救助、財産ノ搬出及ヒ其紛失ニ注意シ尚鎌火后ニモ損害ノ減少及ヒ其ノ处分方法ヲ講ズルヲ目的トス、コレガ為ニSalvage Corps、云フ公共的団体又ハ Salvage 会社ハ一ツアレドモ火災保険ニ干係スルモノハ未ダナシ。

此ノ実体的 risk、測定ハ米ニ於テ最も発達ス、其ノ東部地方ニテハ Graphic Method ガ広ク行ハレテキル、ニシナガラ一定ノ標準

の建物ヲ基礎トシテ被保險物が此ノ標準ヲハナレルニ従テ一定ノ率ヲ加ヘ又ハ減ズルモノナリ。

次ニ人為的 risk モ亦火災保険ニ注意ヲ要ス、例ヘバ自家が炎焼ニ及バントシテキテモ防火手段ヲトラスト云フガ如キ negative risk モアリ、又保険金ヲ得ルタメニ自家ニ放火スルト云フ如キ positive risk モアリ、或ハ損害ヲ過大ニ報告シテ不正ナル利益ヲ得ル者モアリ、之等ヲ防ゲタメニハ其ノ契約者ノ資産、信用、身分、品性等ヲ考慮スル注意アリ、又被保險物ニ就テモ流行品ノ如キモノ又ハ価格ノ上下ノ大ナルモノ等ニ就テハ特に注意スルノ必至下リ。

人為的 risk ラ防ゲタメニハ超過保険 over insurance ラ慎ムコトナリ(商法三八六条)、併シ時トシテハ物価ノ変動等ニヨリ契約後ニカ、ル状態ニ隔ルニトモアリ、ノノ為メニ商法三九三条ニハ損害額補額ハ時価ニヨルモノト定ム、然レトモ此ノ方法ニヨルトキハ当事者間ニ争が起ルコト多キヲ以テ定価保険証券(valued no.

lity) ラ以テ契約スルコトアリ。此ノ場合ニハ其ノ契約金額ニ對シテ争ヒ得ザルヲ原則トス。然レトモ若シ保険者ニ於テ其ノ価格ガ著シク過当ナルコトヲ證明スレバ其ノ填補額ヲ減少シ得ルモノトス。ハ商法三九四)、併シ此ノ方法ニヨリテモ保険者が此ノ权利ヲ絶へズ行使スレバ被保険者ノ利益が害サル、が故ニ合衆国ノ多クノ州ノ定価保険証券法ニ於テハ契約當時、協定額ハ之ヲ動カスベカラズト定ム。次ニ一部保険(*under insurance*)ノ方法ハ人為的riskヲ防グタメニハ有効ナリ。之ハ保険金額ヲシテ帝ニ保険価格ヨリモ小十ラシムル方法ナリ。(商法三九一)例ヘバEurope、公立火災保険ニ於テ保険金額ハ被保険物ノ査定額ノ23ト定ムモノアリ。又合衆国ニ於テハ保険金額ヲ保険価格ノ八〇%ト定ムル習慣アリトノコトナリ。吾国ニ於テハ此ノ如キ法律又ハ慣例ナケレドモ事実上一部保険ハ普通ニ行ハル。但シ之ニハ被保険者が保険料ヲ契約スルダメニ好ンデ行ヘルナリ。此ノ一部保険ノ場合ニハ其ノ不足額ニ付テハ或ル意味ニ於テハ被保険者自ラ自身ノタメニ保険者トナリ保険会

社ト共企シテ危険ヲ担保シテキルガ如キ状態ナレバニレヲ健全Insurance Co-insuranceト称ヘルコトアレトモ此ノ言葉ハ后述スル協会保険ト混雜スルガ故ニニレラ用ヰザルヲ可トス。

一部保険ハ保険ノ本貢力ラ見テハ不完全ナリ。即チ十分ニ原状恢復ヲ為シ得ザル久矣アリ。従シテ全部保険full coverノ方法ヲ適當トス。而シテ實際ニ於テハ保険者ハ保険料收入ノ多キコトヲ欲スルニヨリテ多少ノ超過保険ハムシロ観迎セル状態ナリ。加之近年ハ保険ニヨル損害填補が可及的完全ナルコトヲ期スル為メニ営業利益ノ火災保険(Insurance against loss of profit by fire)一名事后損害保険Consequential loss insurance)ナルモノが歐洲ニ於テ行ハル。ニレハfireノ爲メニ軒居、新築、休業等テ余儀ナクセラレテ火災ノ后多少ノ損害ヲ蒙ルモノナラバ之ニレラ保険スルモノナリ。其方法ハ帳簿ヲ検査シテ火災后ニ於ケル営業利益が其前年ヨリモ減少シタルトキハ。ソノ全部又ハ一部ヲ填補スルナリ。但シ我が國ニテハ未ダ行ハレバ。

一部保険ノ契約ノトキニハ保険者ハ損害ノ発生シタルトキニ保険金額・保険価格ニ対スル割合ヲ以テ其ノ損失ヲ填補スルノが普通ナリ。之レヲ比例填補ノ方法ト云フ（*pro rata*）併シ英國ニテハ時トシテハ特別契約（*special policy*）ノ方法ニヨリテ保険金額ヲ限度トシテ絶對的ニ損害填補ヲ約束スルコトモアリ。例ヘバ保険価格（0.000円）保険金額八.000円、損害五.000円ノ片ニ比例填補ナラ日.000円、絶對填補ナラバ五.000円ヲ支払フコト、ナルヘ商三九一）

第四章 保険ノ分配

各被保険物ニ付テ危険ヲ測定シタル上保険者ハ其ノ事業ノ安全ノ鳥メニ事業全体ノ上ニ於ケル危険ノ分配ヲ注意セナルヘカラス。即チ事業全体ニ就テ損害ノ発生ヲ平均セシメ之レヲ緩和スルタメニ居

險ノ分配ヲ適當ナラシメサルヘカラス。之レガタメニハ可及的保険金額ノ差異ノ少ナキ被保険物ヲ可及的多数ニ又可及的各地ニ散在シテ契約スルコトヲ要スル。前ニ保険ノ可能範囲ニ付テ保険ノ実行ノ確易ニ付テ述ベタル所ヲ参照セヨ。危険ノ分配ヲ適當ナラシムルニ少クトモ四ツノ方法アリ。

(1) 一つ、危険ニ対スル責任ノ最大限ヲ制限スルコト。
一時ニ亘額、損害ノ發生ヲ避タルタメニレバ必要トス。莫、最大限ヲ決定スルコハ資本金積立金保険金額ノ平均危險、程度等ヲ參照スル外要ス、コハ一危險ト云フノヘ一契約トハ異ナル。例ヘハ分離危險（*separate risk*）ト称シテ防火壁、如キモノニ十分ニ隔離サレニキル數個ノ建物ヲ一枚ノ証券デ契約スルトキハ各 *risk* 即チ各建物毎ニ其ノ最大限ヲ計算スルヲ以テ足ル。反之集合危險（*collective risk*）ト称シテ數個ノ建物が十分ニ隔テラレテキル時ニハ之等ヲ合セテ一危險ト見ルベキモノナレバ之等ノ建物ニ就テ數個ノ保険契約テナシタル場合ニモ之レヲ併セテ一危險ト見做シテ其最大限ヲ定ムヲ要ス。建物トゾノ内容物トニ就イテモ同

様ナリ。

(2) 危険ノ密集ヲ避クルコト

ニレガタメニハ營業ノ区域ヲ全國又ハ全世界ニ渡ラシムルコトヲ要ス、又全一ノ地域ニアリテハ危險区域ヲ定メテ各区域ニ対スル責任額ヲ制限スルヲ要スル、即チ火災ノ危險ヲ隔離シ延焼ヲ防クニ足ルヘキモノヲ地勢上及ヒ防火設備等ニ求メテ之レニヨリテ一地方ヲ若干ノ危險区域ニ細分シテ其ノ一区域ヲ広義ノ一危險ト考ヘテ之レニ對シテ会社ノ負担スヘキ限度ヲ定ムルナリ、此ノ必要ニ備フルタメニ並ニ保険料率ヲ決定スルタメニ保険会社ハ重ナル都會ノ危險区域圖即チ保険図ヲ作レリ、

(3) 再保險 *Re-insurance*

保険者ハ時トシテハ其營業上一危險ニ對スル責任ノ限度ヲ超ヘテ契約スルコトヲ余儀ナクサル、コトアリ、又危險ノ密集ヲ避クル事能ハサシコトアリ、カ、ル場合ニハ其責任額ヲ輕タシ危險ノ分配ヲ適當ニスル方法ガ再保險ナリ、例ヘベーツノモノニ對シテ保

險二十五万円ヲ契約シタレトモ自己ノ責任トシテハ重過キル嫌ヒアリ、十万円ヲ以テ適當ト考ヘタナラバ自己が引受けタル二十五万円ノ中側ヘバ八万円ヲ甲保険会社ニ、六万円ヲ乙保険会社ニ更ニ保険ヲ付シ其ノ責任ヲ転嫁シ自己ノ負担ヲ一〇万円ダケニ止ムルが如シ、再保險契約ノ条件ハ元受契約ノ通り(An *new original*)トスルヲ通例トス、從テ元受保険者が保険契約上ノ義務トシテ保険金を支払フトキハ再保險者ハ其負担部分ヲ元受保険者ニ支払フモノナリ、此ノ如ク再保險契約ハ会社ト会社トノ間ニ行ハル、モノニシテ最初ノ契約者トハ全ク無干係ナリ、而シテ保険会社ノ間ニ再保險ヲ受援スルコトハ其ノ任意タルコトモアリ、或ハ一定ノ割合ヲ必ず受援スル特約ノコトモアリ、或ハ一方ヨリ申込ミアリタル牛ハ他方ハ之ヲ拒絶スルヲ得ズル特約ノアル事モアリ、姊妹会社ノ間ニ於テハ之等ノ特約が存ス、

(4) 完全保険、又ハ分担保険(*Co-insurance; Contribution clause* 分担約款)

保険価格ノ大ナルモノニ対シテ一保険者ニテ全部ヲ引受け得ザ
ル場合ニ多數ノ保険者が各一部完保険ヲ引受けクルモノナリ、此、
場合ニ各保険者ハ聯合シテ此ノ契約ヲナスコトモアリ、或ハ各保
険者ノ間ニハ何等ノ連絡ハナク各單独ニ一部保険ヲ契約スルコト
モアリ、一例ヲ舉グレバ建物ニ対シハ八万円、商品ニ対シテ六十
四万円ノ契約ヲ十二ノ内国会社ト九ノ外国会社トニ分担契約ヲナ
セシ一ノ大呉服店ノ全焼シタルコトアリ、此ノ方法ニヨレバ保険
者ノ負担スル責任額が多く、契約ニ就テ大体其大サガ一定スルが
故ニ平均ノ法則がヨク働キ其事業が堅実トナル。

共全保険ノ同時ニ契約セラル、トキニハ之レヲ同時共全保険ト
云フ、若シ時ラ異ニシテ契約セラル、十ラバ之レヲ異時共全保険

(相次又ハ逐次)トイフ、今若シ共同保険者ノ保険金額ノ合計が保
険金額ヲ超ヘザルトキハ各保険者ノ地位ハ同時契約タルト異時契
約タルトニヨリテ、差別ナク宛モ單独ニ一部保険ヲ契約シタルト全
様ニ責任ヲ負フ、然ルニ同一物上ニ数個ノ契約が結バレ其ノ保険
金合計が其價格ヲ超エルトキハ法律上之レヲ重複保険(over
the Insurance)ト云フ、ハ商三八七及三八八(之レハ即チ
共同保険ニシテ且ツ超過保険タル場合ニシテ吾商法ハ全時及ビ異
時契約ニヨリ保険者ノ負担ヲ區別セリ、全時ノモノニアリテハ此
ノ損害ハ各保険者が各保険金額ニ比例シテ負担スルコト、ナレ
リ、ハ商三八七)換言スレバ超過保険ノ超過部分が各保険契約ニ付
テ比例的ニ無効トヤラル例ヘバ

保 害 者 順 位	保 害 金 額	全 損		分 損	
		損 害(甲)	負 担 額(甲)	損 害(乙)	負 担 額(乙)
十 九 人 口	工 三 二 人 口	8 4 2	5.9 2.9 1.4	10万円 4万円	2.3 1.1 0.6
二十 人 口	四 三 二 人 口	4 2 0	3.2 0.8 0	4万円	1.1

然ルニ異時重複保険ニアリテハ、商法三八八条八項次項補主義ヲ採リ第一順次ノ保険者が先づ損害ヲ補填シ若シ其ノ負担額が損害全部ヲ填補スルニ足ラザルトキハ、次第ニ第二、第三、順位者が之レヲ負担スルモノトス。其結果トシテ次、如シ。

保 害 者 順 位	保 害 金 額	全 損		分 損	
		損 害(甲)	負 担 額(甲)	損 害(乙)	負 担 額(乙)
十九 人 口	工 三 二 人 口	8 4 2	5.9 2.9 1.4	10万円 4万円	2.3 1.1 0.6
二十 人 口	四 三 二 人 口	4 2 0	3.2 0.8 0	4万円	1.1

分損ノ場合ニハ、商法ニ何等ノ規定ナシ、學說ニヨルノ外ナシ、余ハ全損ノ場合、負担額ニ比例シテ負担額ヲ定ムルヲ可ナリト信ス。サレトモ吾國ノ保険会社ハ此ノニ者ヲ全一ニ取扱ヒ凡テ全時ニ比例的ニ分担スルモノト定ム、實際便宜ナルノミトラス。事故發生ノ日附、如何ニヨリテ各保険者ノ負担ニ不公平ヲ生ズル怖レナキガ故ナリ、尚注意スベキコトハ上述ノ重複保険ノ定義ハ吾商法ニ從ヒシモノナリ、併シ實際ニ吾保険業者ハ苟クモ一物ノ上ニ数個ノ契約アバ超過保険タルト否トヲ向ハス常ニ之レヲ double insurance ト云フ。

尚注意スベキハ一部保険ヲ外国ニテハ Co-insurance ト云フコトナリ、之レハ前述ノ如ク被保險者が自テ其ノ一部分ヲ負担スルコトニヨリテ比喻的ニ共同保険ト称スルニ過ギスシテ今茲ニ共同保険ト云フモノトハ異ナル。

第五章 火災保険約款

商法ノ保険契約ニ関スル規定ハ凡テ任意規定十レバ、契約当事者ガ之レニ異ナル契約ヲナスモ公序良俗ニ反セザル限り有効ナリ。故ニ保険会社ハ普通保険約款ナルモノヲ設ケテ保険業法ノ規定ニ従ツテ主務大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ約款ニ従ツテ契約スルコト、セリ。但シ此ノ外ニ特約ヲテスコトハ元ヨリ妨ゲナシ、故ニ商法ハ只約款ノ不備ヲ補ヒ又ハ其ノ疑義ヲ決スルタメニノミ有効ナリ、而シテ吾国ニ於テハ内国会社ハ凡テ同一ノ内容ヲ有スル共通ノ約款ヲ採用シ又吾國ニ於テハ外国会社ハ之ト多少ノ差異アル約款ヲ共通ニ使用セリ。故ニ *fire insurance* , 法律干係ハ約款ヲ第一トシ之レヲ補フニ判例、及ビ商法ヲ以テスベキナリ。吾内国会社ノ採用セル約款ハ下ノ如シ。

第一條 当会社ハ此ノ約款ニ従ヒ火災ノ為メ保険ノ目的ヘ被保險物ニ生ジタル損害ヲ填補スルヘ併シ第十七条ノ免責事項ヲ注意スベシ。

第二条 当会社ノ保険契約ノ責任ハ保険料ヲ領收シタルトキニ始マリ保険契約期間ノ最終日ノ午後四時ニ了ルモノトスヘ例ヘバ。契約締結ノ日が八月十九日、保険料ヲ拂込メル日が十一日、保険証券ヲ作成セル日が十四日デアルトスレバ、其ノ契約期間ハ通常一年ナルが故ニ本年ノ八月十一日ヨリ明年ノ全月全日午後四時迄ニ生ジタル損害ヲ填補スルナリ。

第三条 建物ノ保険（即チ不動産保険）ニ於テハ門、圍障、牆壁、物置、納屋、其他ノ附屬建物ハ特ニ保険証券ニ明記シタルトキニ非レハ保険ノ目的ノ中ニ包含セズ。

第四条 動産ニアリテハ貨幣、印紙、貴金属、宝玉、証券、有価証券、書画、稿本（manuscript）、彫刻物、古貴物、其他普通価格ヲ有セサルモノハ特ニ保険証券ニ明記シテ保険ヲ為シタルニ非レバ、保険ノ目的ニ包含セズ、ヘ之ハ評価ノ困難及不正ナル損害填補）

請求ヲサケルコト等ヲ目的トシタル条項ナリ。

第五条 左ノ四ツノ場合ニハ保険契約ハ無効トス、

(a) 保険契約ニ干シ保険契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行焉アリタルトキ、

(b) 保険申込ノ當時ニ全一ノ保険目的ニツキ保険契約者又ハ其他ノモノト他ノ保険者トノ間ニ締結シタル保険契約が存在スル場合ニ其旨ヲ保険申込書ニ明記シテ当会社ニ申シ出デザルトキ、

(c) 他人ノ為メニ保険契約ヲ締結スルモノガ其ハ旨テ保険申込書ニ明記シテ当会社ニ申シ出デサルトキ、

(d) 保険契約者又ハ被保險者カ知ルト否トヲ向ハス保険契約ノ當時ニ保険ノ目的が既ニ火災ニカ、リ居タルトキ、又ハ火災ニ罹ル可キ原因が己ニ發生シタルトキ、

ハ茲ニ保険契約者又ハ被保險者ト云ヘルハ商法ノ用例ニ從ヘルモノニシテ前者ハ保険契約ノ当事者トシテ保険料払込ミノ義務ヲ負ヘルモノナリ、后者ハ保険金ヲ受取ルヘキモノナリ、此ノ講義ニ於テ單

ニ被保險者ト云ヘルハ此ノ兩者ヲ包括シタル意味ナリ、尚又被保險者ナル語ハ生命保険ニ於テハ保険契約ノ内容ノナセル所ノ生死ノ懸レル人ヲ云ヒテ其保険金ヲ受取ル可キ人ハ之レヲ保険金受取人ト云フ、從ツテ被保險者トハ商法ニ於テモ稍混雜シテ居ルナリ、

第六条 保険金額が保険ノ目的ノ価格ニ超過シタルトキハ其ノ超過部分ニ付イテハ保険契約ハ無効トスヘ之レ超過保険ノ規定ナリ、保険金額トハ保険者が填補スベキ責任額ノ最大限ヲ云フ、保険ノ目的ノ価額、即テ保険価格トハ被保險物ノ実価ヲ云フ、其価ハ第十九条ニヨリテ決定セラル、而シテ吾國ノ会社ハ定額保険ノ契約ニハ特約ニ依テザレバ之ニ底セガルモノ、如シ、

第七条

保険契約ノ當時惡意又ハ重大ナル過失ニヨリテ重要ナル事実ヲ述ベズ又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ述ヘタルトキハ当会社ハ契約ヲ解除スルコトヲ得、但シ当会社が其事実ヲ知リ又ハ過失ニヨリテ之レヲ知ラザリシトキハ此ノ限りニ非ラズヘ此ノ条文ハ特契約者ノ告知義務トシテ重要視セラル、モノナリ、而シテ重要ナル

事柄ト云フハ危険、測定ニ干シニレニ影響ヲ及ぶスベキ事柄ヲ云フ
ナリ。此ノ解除权ハ契約ノトキヨリ五年又ハ当会社が解除ノ原因ヲ
知リタルトキヨリ一ヶ月ヲ経過シタルトキハ消滅スル。(此ノ条項ヲ
不可抗争条項ト云フ、*indisputability clause or non-force*
future clause 不解除条項)

第八条 保険契約者又ハ被保険者ニ於テ当会社ノ保険シタル目的
ニ就キ重ヌテ他ノ保険者ト保険契約ヲ締結スルトキハ予メ当会社ニ
申シ出デ保険証券ニ承認ノ裏唇ヲ受クヘシ。第三者が全一ノ目的ニ
付キ他ノ保険者ト重ヌテ保険契約ヲ締結シタル事実ヲ知リタルトキ
モ亦遲滞ナク前項ノ手続ヲナスベシ。此ノ手続ヲオコタリタルトキ
ハ保険契約ハ効力ヲ失フ。此ノ承認ノ裏唇ヲ請求シタルトキ当会社
ニ於テ危険ノ増加又ハ変更アリト認メタルトキハ契約解除又ハ保険
料増加ヲ鳥スコトアルベシ。(第十二条)へ現在多クノ内國及ヒ外国
ノ会社ハ吾国ニ於テハ大日本聯合火災保険株会ヲ組織シテ居ルが其
会員タル加盟会社ハ非加盟会社トノ分担契約ハ之ヲ承認セサルコト
ト定メ居ルナリ。

第九条 保険契約者又ハ被保険者ハ其責ニ帰スヘカラサル事由ニ
ヨルト虽モ着シク火災ノ危険ノ度が増加シヌハ変更シタルトキ、遲
滞ナク当会社ニ申出デ保険証券ニ承認ノ裏唇ヲ受クベシ。保険目的
ヲ他ノ場所ニ移転セントスルトキ又ハ保険ノ目的、又ハ之レヲ入レ
タル建物ヲ改築、増築、又ハ修膳セントスルトキモ又同一ノ手続ヲ
ナスベシ。之等ノ手続ヲ怠レハ保険契約ハ失効スル。又当会社ニ於
テ危険ノ増加又ハ変更アリト認メタルトキハ改約スハ保険料増額ヲ
ナスコトアルベシ。(第十二条)

第十条 保険契約者又ハ被保険者ガ保険ノ目的ト共ニ保険契約ニ
ヨリテ生ジタル权利ヲ讓渡シタルトキハ危険ノ増加又ハ変更ナキ時
ト虽讓渡人及讓受人ヨリ遅滞ナク当会社ニ申出デ保険証券ニ承認ノ
裏唇ヲウク可シ。此ノ手続ヲオコタレバ契約ハ失効スル。又之レガ
鳥メニ危険ニ変更又ハ増加アリト認ムレバ当会社ハ解約又ハ保険料
増額ヲナスコトアル可シ。(第十二条)

第十一条 当会社ハ保険契約ノ存続中何時ニテモ保険ノ目的ヲ検査スルコトヲ得、此ノ検査ヲ正当ノ理由ナクシテ拒ミタルトキハ当会社ハ解約ヲナスコトヲ得、又其検査ヲ施シタルトキ当会社ニ於テ危険ニ増加又ハ変更アリト認メタルトキハ解約又ハ保険料増加ヲ十スコトヲ得（第十二条）

第十二条 保険契約ノ解除ハ将来ニ向ツテノミ其効力ヲ有スルヘ本条ニハ第八条以下ニ干係スル事柄ニ就テ失効解約、保険料増加ノ場合ヲ列挙シテキル。

第十三条 保険ノ目的が火災ニカヽリタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ヨリ遅滞ナク書面ヲ以テ之ヲ当会社ニ通知シ十五日以内ニ火災ノ状況調査及び損害見積毎ヲ作リ一名以上ノ保証人ト連署捺印シテ之ヲ当会社ニ提出スベシ、当会社ヨリ証明、説明等ヲ請求シタル事項ニ付テハ遅滞ナク誠実ニ其説明証明ヲナスヘシ、之等ノ各類又ハ説明、証明中ニ詐欺ノ目的ヲ以テ不正ノ表示ヲナシタルトキハ当会社ハ損害填補ノ責ニ任ゼズヘ此ノ場合ニハ刑法ニ四大条ニ

五〇条ニヨリテ詐欺罪ヲ構成スルコトアルベシ。」

第十四条 保険ノ目的が火災ノ為入損害ヲ生シタルトキハ当会社ハ之ヲ調査シ必要アルトキハ一時其ノ目的ヲ保管シ又ハ他ニ移転スルコトアルベシ。

第十五条 損害ハ十三条ノ手続アリタルヨヨリ三十日以前ニ之ヲ填補スル、但シ当会社ニ於テ此ノ期間内ニ必要ナル調査ヲ終了シ得ザルトキ又ハ修繕、再築ヲ以テ損害ヲ填補スル場合ハ此ノ限りニアラズ、

第十六条 損害ハ通貨ヲ以テ填補スルモノトス、但シ当会社ノ都合ニヨリ現品ノ交付又ハ修繕、再築等ノ方法ヲ以テ之レニ更フルコトアルヘシ。

第十七条 下ニ掲タル七ノ場合ニハ当会社ハ填補ノ責ニ任ゼベ、
(1) 保険契約者又ハ被保険者ノ惡意又ハ重大ナル過失ニヨリ生シタル損害。

(2) 火災ノ際保険ノ目的ヲ紛失又ハ窃取セラレタルヨリ生ジタル損

害

二二六

保険ノ目的、性質、瑕疵又ハ自然ノ消耗ニヨリ生シタル損害
原因ノ直接ナルト间接ナルトヲ向ハス戰争、暴動、一揆、其ノ
他、事變ノ為ニ生シタル火災及ヒソノ延焼、其他ノ損害、
(4) (3)
(5) 原因ノ直接ト间接トヲ向ハズ地震又ハ噴火ノ為ニ生シタル火災
及具延焼、其他ノ損害、
(6) 保険ノ目的中ニ存在シ又ハ其ノ目的ニ附屬スル汽罐、汽機、其
他ノ破損、又ハ火薬、爆薬ノタメニ生シタル火災、其他ノ
損害、
(7) 保険契約者又ハ被保險者カ法令ニ違反シタルニヨリ生シタル損
害、
第十八条 動產保險ノ場合ニ於テ契約者又ハ被保險者が帳簿其他
確實ナル方法ヲ以テ損害額ヲ證明スル能ハサルトキハ其不明ナル部
分ニ付テハ会社ハ損害填補ノ責ニ任セ入ヘ之レハ工場、倉庫等ニ就テ
ハ證明材料タル帳簿等ガアルケレトモ小店又ハ住所ノ如キモノハ殆
clause ト言フ、即チ

ド証明不能ナレバ注意ヲ要スル条項ナリ)

第十九条 保険ノ目的が火災ニケリタルトキニ於ケル其ノ目的
ノ価が保険金額ヨリ多キトキハ当会社ハ目的ノ価格ト保険金額トノ
割ニヨツテ損害ヲ填補スルヘシレハ一部保険ノ場合ナリ、此ノ条項
ヲ英國ニテハ Average clause 米国ニテハ Co-insurance

損害額 X 保険金額 = 填補額

トナルナリ、

保険目的カニツ以上アルトキハ各例單独ニ前項ノ割合ニヨルモノ
トス、ヘ之ハ一ノ契約中ニ目的物カニ們以上アル場合ヲ指スナリ、
以上ノ契約ニ付テ各契約ヲ別々ニ計算スヘキコトハ勿論トリノ保険
ノ目的ノ価格カ保険金額ヨリ少キトキハ其価格ヲ限り損害ヲ補填ス
ルヘ之ハ第六条ノ超過保険ヲ繰返シテ記セルナリ、契約者又ハ被保
險者カ損害防止ニ要シタル費用ハ特約アルニアラサレハ當会社之ヲ

二二七

貢担セス。

二二八

第二十条 保険ノ目的カ火災ニケ、リタルトキ其ノ目的ニシキ当会社ト全時ニ又ハ時テ異ニシテ締結シタル他ノ保険契約力存在スル場合ニハ当会社ハ各保険者ノ保険金額ノ割合ニ依テ其ノ損害ヲ填補スルモノトス(此条項ヲ分担条項 *Contribution clause*)ト云フ、而シテ吾国ニテハ異時重複保険ヲ同時重複保険ト全一視スルモノナリ、其計算ノ一例ヲ示セハ

各保険者ノ保険セル金額ヲ α 、 β 、 c トス、而シテ $\alpha + \beta + c \leq 1$ 保

各保険者トスレバ

$$\text{損害} \times \frac{\alpha + \beta + c}{\alpha + \beta + c} = \text{填補額合計} \dots \dots (x)$$

$x \times \frac{\alpha}{\alpha + \beta + c}$ ノ甲保険者ノ分担額

第二十一条 保険契約ノ無効、失效又ハ解除、場合ニ於テハ既ニ受取リタル保険料ハ返還セス、但シ当会社ノ責ニ帰スヘキ事由ニ

出テタルトキハ無効ノ場合ニハ金額失効及ヒ解約ノ場合ニハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保険料ヲ返還スル。

第二十二条 保険ノ目的ノ価格又ハ損害ニ付テ当会社ト被保険者又ハ契約者ト、同ニ異議ヲ生スルトキハ双方ヨリ一人宛ノ評価人ヲ選任シテ之レヲ評価セシムルモノトス、評価人ノ意見一致セサルトキハ評価人カ合意ノ上一人ノ仲裁入ヲ選任シテ之レヲ判断セシム、此ノ判断ニ付シテハ異議ヲ述ブルヲ得ズ、評価及判断ニ要スル費用ハ双方力半分宛負担スル、保険ノ目的ノ価格即チ保険価格ハ第十九条ニヨリ罹災當時ノ価ヲ標準トスルモノナルヲ注意セヨ)

第二十三条 保険ノ目的ノ壳部ニ就キ *last* ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ *last* ヲ填補シタルトキハ之レヲ保険金額ヨリ控除シ其ノ残余ヲ以テ残余ノ契約期間ノ保険金額トス、此ノ場合ニ其ノ残額カ保険金額ノ五分ノ一未満ナルトキハ全部ノ *last* ヲ見做シテ保険契約ハ終了スルモノトス。

第三十四条 被保険者及ヒ契約者ハ当会社ノ利益配当ニ預ル权

二二九

利ナシヘ之ハ相互会社ニ於テ所謂利益配当ラナス例アレバ特ニノ
明ニシタルナリ)

第二十五条

保険契約八期限終了ノトキニ之レヲ継続スルコト
ヲ得、此ノ場合ニハ保険料ノ領收書ヲ以テ契約ノ繼續ヲ証スルモノ
トス、ハ火災保険契約ハ通常ハ一年ヲ期限トスルが時トシテハ長期ノ
契約モアリ、短期ノ契約モアリ、此ノ場合ニハ保険料ハ一年分ニ対
スル比例部分ヨリモ多ク納メサル可ラス)

以上ハ内国保険会社ニヨリテ今日共通ニ用ヒラル、約款ナリ、此
ノ約款ニ記サレザルモノニ就テハ商法カニレテ補充スル、例ヘバ三
九二、三九三条一項、三九四、三九九、一三一二項、四〇〇、四〇
二、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一一等ニ項、四
一五、四一六、四一七、四二一等ノ如シ。
此ノ如ク多クノ条文ガ約款ヲ補充スルモノ十レハ約款ト全時ニ商
法ヲモ研究セサルヘカラス、尚民法其地一概ニ法律ノ原則ノ適用ア
ルコト勿論ナリ。

第六章 火災保険ノ財政

火災保険ニ付テ責任準備金ト云ヘハ未経過保険料ノミナルコトハ
總論ニ於テ述ヘタル如シ、其ノ金額ハ原則トシテ一年回ノ保険料收
入ノ $\frac{1}{2}$ ナリ、而シテ保険料ハ保険金額ニ對シテ極メテ少額ニシテ
平均千分ノ八内外ニ過キサレハ責任準備金ハ保険契約高ニ對シテ極
メテ少額ニ過キサルコトハ警クニ足リス、而モ之レ、契約者ノ权利
ニ属スルモノニシテ保険者カ任意ニ处分シ得ヘキ利益金ニ非ルコト
ハ勿論ナリ、此ノ金額ハ balance sheet = 於テ負債ノ部ニ計上
セラルヘキ一ノ控除項目ナリ。

次ニ注意スヘキハ支払準備金ニシテ保険業法施行規則ニ七条ニ記
サレタル如ク既ニ損害ハ発生シタレトモ未タ保険金額ノ請求ナキ
カ又ハ損害高調査中ニ属シ未ダ支払ハサルモノ等ノ如ク其債務ハ
始シト確定的ナルニ不拘会社ノ決算期ニ於テ未タ支払ハサリシ金額

ノ予想額ナリ。此ノ損害ノ査定ハ時トシテハ甚大ノ日數ヲ要スルコトアルが火災保険ヘ及ヒ海上保険ニ付テハ割合ニ多クノ金額カ支払準備金トシテ計上サル、ナリ。次ニ火災保険ニアリテハ時トシテハ意外ナル損害ノ發生スルコトアリ、現ニ損害高、收入保険料ニ対スル割合ヲ見ルトキハ年々甚シキ差アリ、故ニ其ノ利益金ノ一部ヲ特別積立金トシテ大火災ノ發生ニ備フルコトノ注意ヲ怠ルハカラス。其資産ヲ放資スルニ当リテハ機械ノ容易ナレモノ例へハ株券、社債、又ハ銀行預金ノ如キ種類ヲ選ハサルヘカラス。從ツテ貸付金ノ如キモ長期信用ヲ英フルコト能ハス、之ト生命保険会社ト大ニ異ナル所ナリ、云ハバ生命保険会社ハ貯蓄銀行ノ如ク火災保険会社ハ商業銀行ノ如シト考ヘラル。

海上保險

第一章 海上保險ノ沿革

海上保險ハ航海ニ干スル事故ニヨル損害ヲ填補スルモノナリ、從ツテ航海業及ヒ商業ト密接ノ干係アルカ故ニ思想ハ冒險實信ヘタヌ。 *Marine insurance* () の形式ニ於テ紀元前二〇〇年ノ既ニギリシヤニ於テ行ハレ居ルナリ、當時ギリシャ人ハ通商航海ノ為メニ營業資金ヲ調達スル必要アリ、之レト全時ニ水陸造船術及ヒ航海術モ幼稚ナリシノミナラス。海賊ノ危険大ナリシカ故ニ其ノ海外貿易ハ甚々冒險的ナリキ、於茲般及ヒ積荷ノ持主カ貿易ニ出發セントスルニ当リテ金貸業者カラ借金シ幸ニモ無事ニ目的地ニ到着シスハ無事ニ帰着セルトキハ其ノ金額ハ利子ト共ニ返却シモシ不幸ニシテ風波又ハ海賊人タメニ損害ヲ蒙リタルトキハ其ノ被害ノ程度ニ度シテ全部又ハ一

部ノ債務ヲマヌカレルコトヲ条件トシタルナリ、要スルニエレカ普通ノ實借ト異ル矣ハ其ノ弁済カラノ如キ条件ニカ、レル矣及ヒ利子カ冒險ノタメニ高クナリシ事ナリ、當時ギリシヤニテハ普通ノ利子八年一二%一一八%ナリシガ、冒險貸借ノトキハ其ノニ倍以上ナリシト云フ、此ノ利率ノ差ハ特別ナル危険負担ノ報償即チ保険料ニ相当スルモノナリ、

資本家ニトリテハ此ノ實借ヲ營業トシテ多數ノ人ニ對シテ行アトキハ損益カ自ラ平均シ收入シタル利子ノ總額ヲ以テ其ノ失フ所ノ資金ヲ償ヒ而シテ尚ホ多少ノ余リガアルヘキナリ、之レ宛モ今日ノ保険者カ保険料ノ收入ヲ以テ保険金ヲ支払ヒ且ツ多少ノ利益ヲ得ルト同シコトナリ、被保険者ノオヨリ見ルモ云ハバ一定ノ保険料ヲ利息以外ニ支払フテカ一損害ヲ蒙リシトキハ元金ヲ返却スルヲ要セス云ハバ保険金ヲ受取ルト全一ノ作用ヲ存シタルナレハ名ハ異ナルモ明カニ海上保険ノ源ト云フヲ得、只云ハバ保険金ヲ前ニ払ヒ渡シ置キ而シテ保険料ハ后カラ受取ル如キ形ナルカ故ニ今日ノモノトハ前

后ヲ転倒シ居ルノミナリ、

此ノ方法ハギリシヤヨリローマニ伝ヘリシガ十三世紀ニ至リロトマ法皇カ利息禁止法ヲ制定セシヨリ冒險貸借モ禁止セラルニ至レリ、併シ此ノ貸借ハ實際必要ナリシカハ他ノ名前ヲ以テ引シバキ行ハレタリ、即テ條件付売買又ハ保険貸借ニシテ表面ハ売買ノ形式ヲトリ貸主即保険者ハ借主即チ被保険者カラ其目的物ヲ買入ルルモノトナシ之カ無事ニ目的地ニ達セルトキハ契約ハ解除セラレ反之海難ニカ、リタルトキハ売買ハ有効ニ成立シテ貸主ハ其代価ヲ支払フヘキモノトシ而シテ借主ハ其契約登ヲ作成スルニ当リテ利子及ヒ保険料ニ相当スル所ノ若干ノ手数料ヲ支払ヘルナリ、如斯ニテ被保険者ハ保険料ヲ先ニ支払く保険者ハ保険金ヲ事故發生后ニ支払フモノトナリ今日ノ海上保険ト殆ント違ヒキモノトナリタリ、
故ニ十三世紀ニ於テハ「イタリ」ノ多クノ都市ヘ Venetia, Genova, Florence 等ニ於テハ既ニ海上保険ト云フ名ヲ以テ行ハレタリト云ハル、今日保存セラル、最古キ証券ハ一三田七年、日付ケノ

モノガ Genova "存在スルナリ。又ヨリ火事ニ經濟、發達ニシ
レテ海上保險、Flanders, Spain, Portugal 等ニ云ハリ更
ニ英國等ニモ伝來セルキ、ナリ。

海上保險法ハ一四三五年 Spain バルセロナ (Barcelona)
、港ニテ制定セラレタルカ初メナリ。一六世紀ニ至リテ Italy、

Spain, Brussels, Antwerp 等ニ於テ制定セラレタルカ
リ。英國ニテハ一六〇一年 Hamburg ハ、一七三一年ニ初メテ

此ノ法律カ作ラレタリ。

今日海上保險業ノ中ハトナレルハ英國殊ニ Lloyd's 保険團体十
リ、ソキソヤ英國ニ於ケル此ノ事業ハ此ノ國ヘ移住シタルニ Italy
人殊ニ Lombards 人ニヨリニ初メラレタルモノト云ハル、ナリ。
其ノ年代、如キヤ不明ナリ。其ノ後ノ癡達、狀況モ不明ナルカ一大
〇一年、Elizabeth 女王、海上保險法ニヨレハ「此ノ事業ハ吾國ニ
於テ甚タ古キ時代ヨリ行ハル」ト記サレアリ。

而シテ十七世紀ノ后半以后ハ此ノLloyd's = 於テ盛シニ取引セ

テルルニ至シ。Lloyd's、起業ハ一七一〇年、Café + リキ、Lloy.
ds、廻ケル Café "London" 塔附近ニアリテ海運業ニ干係アル
人カタク茲ニ集リ自ラニテ彼等ノ Club デアルガ如クニシテ出
入シ此ノ家ニテ商売シタルナリ。其ノ主人モ亦機敏ナル奴ナリシカ
バ其店ニ於テ Lloyd's news ナルモノヲ發行シ貿易、海運、海上
保險等總テ海事ニ干スル記事ヲ掲ゲタルナリ。其ノ主人ノ死后ニ至
リテハ之等ノ海事干係者カ遂ニ之レヲ一ソノ Club トスルニ至リタ
ルガ其ノ名稱大ケハ保存シタルナリ。而シテ一ハヤ一年ニ「Lloyd's
act」ナル law = ヨリテ社団法人トナリ一九一一年ニ改正セラレ
タルモノカ現在ノ定款ナリ。又具ノ新聞紙ハ一時齊刊セラレシカ
一九一六年ニ Lloyd's List ト改名シテ今日迄引キツキ發行シ居ル
ナリ。Lloyd's Act "ヨレ" Lloyd's、目的ハ

第一、会員各目カ單独計算ニテ海上保險、火災保險、其他各種ノ事業

ヲ営ムコト。

ルコト、

第三、商事及ヒ海事ニ干シテ会員、利益ヲ保護スルコト等ナリ。
Lloyd's = 於ケル保険、取引キノ状況ハ引取所ニ於ケルモノト大
イニ似タルモノナリ。保険ノ取引ハ各memberが自分ノ責任ニテ
行フモノニシテ *Lloyd's* ト云フ団体 (*Corporation of Lloyd's*)
ハソノmember、支払能力ニ就テ責ラ貢フコトナシ。只取引タ
メニ便宜ヲ与ヘルコト及ヒ会員トアルヘキヘ、財産及ヒ人格ヲ調査
スルニ過キス。但シ其ノ正会員ハ供託金(保証金)五千磅ヲ組合ニ
納メ居ル故ニ之レヲ以テ債務、履行ヲ保証スルコトニハトルモノナ
リ。其ノ取扱フ保険ハ海上保険为主ニシテ火災保険モ相当ニ盛ン
取引サレ居レト具ノ種類ニ就テハ制限ナキカ故ニ時トシテハ全ク賭
博ニ类スルモノモ行ハル、ナリ。*Lloyd's* = シテ之等ノ会員が引受
クル金額ハ甚少少額ナルヲ常トスルカ故ニ從ツテ一ツノ証券ニ數十
人カ全時保険者タルノ例少ナカラス。茲ニ於テ保険ノ引受ヲ周旋ス
ル專向ノ broker が發達シテ被保険者ノ依頼ニ応シテ多數ノ保険

者ト契約ヲ契結スル任ニ当レリ。

Lloyd's = 於テハ保険業以外 = *Lloyd's List* ナ發行シテ其会
員及ヒ一枚臘鏡者ニ配布スル、又船舶、検査、船、機材、即チ等級
ヲ定メルコトヲ事業トシテオル。有名ナル船名録 (*Lloyd's Re-
gister of Shipping*) ナ發行シテオル。此ノ事業ニ専レ專向、
技師ヲ surveyor トシテ *Lloyd's Surveyor*、セ及各
地ニ居リテ船、検査、損害、調査等ノ事ヲ取扱ヒ居レリ。
英國ニ於テハ此ノ事業ハ初メ、*Lloyd's* ナニテ行ハシタルガ
一七二〇年ニシテ、会社 Royal Exchange Assurance Com-
pany; & London Assurance Corporation が設ケ
ラレタリ。此ノ二社ハ *Lloyd's* 以前ニ於テ此事業ヲ營ミ得ル独立
枚ヲナヘラレタリ。併シ十九古紀ニ入りテ營業自由カ高唱セラル、
ニ至リ一八二四年遂ニ此ノ特権カ廢止セラレソレヨリ次第ニ景氣ノ
会社組織ノモノカ生シ今日 London = 於テハ *Lloyd's* ト諸会社
トノ努力伯仲ノ間ニアリト云フ。

英國ノ船主ノ間ニハ船舶ノ保険ニ付テ相互組合ヲ設ケ居ルモノ多シ、ソノ起源ハ上述、二会社カ独立ノ权カラ振フテ保険料甚夕高力リシカハ船主ハ相互組織ニヨリテ安キ保険ヲ得ント欲シタルニ依ルト云ハル。

併シ右ノ二会社カ法律上独立权ヲ有セシカハ之等ノ組合ハ法人ヲ形成スルコトハ許ナレサリシカ遂ニ十九世紀ニ至リテ二会社、独立モ破レ程ナタ拡布セラレタル会社法ニヨリテ之等ノ組合ハ商業会社ノ一種ト認メラル、ニ至レリ。之等ノ目的トスル所ハ色々アリ、中ニハ普通ノ保険者カ保険スル所、モノヲ相互組織ニテ行フニ過ギサルモ、アリ、併シ他ノ保険者カ保険セサル特殊ノ例ハ *Marine*、傭船者ノ債務互ニ保険スルモカ最モ多シ、例ヘハ *Marine*、傭船者ノ債務不履行ニヨル損害、普通ノ保険者カ填補セサル小額ノ損害、例ヘバ船ノ單独海損ニアリテハ三%未満ノ損害等ヲ填補スル目的ニテ作ラレ居ル者、又ハ特ニ漁船ノ相互保険、ミヲ行シテオルコトナリ。

吾國ニ於テハ明治十二年ニ東京海上保険会社ケ設ナラレタルノ始メニシテ、寔ニスヘテノ種类ノ保険ノ一番初メナリ。ニハ當時ノ實業家カ通商航海ヲ盛ニスル為メニハ海上保険ノ欠クヘカラサルヲ覺リテ政府ノ援助ヲ得テニレア設立シ又一方ニハ銀行ヲ説キス、メテ保険・キ貨物・ハ荷物替ラ取組マサルコト、ナシシメ色々ノ方法以テ荷主及ヒ運送業者ヲモ勧誘シテ歛ク此ノ事業ヲ始メタルナリ。此ノ会社ハ久シキ間事実上独占ニテ事業ヲ営ミシカ前ニ火災保険ニテ述ヘタル如ク明治二六年ニハ好景氣ニ乘シテ一年間に五、海上保險会社設ケラレタリ。其中三八年以内ニ失敗シ残リノミック互ニ競争シ来レルナリ。日清戰争后ノ好景氣時代ニハ只一社設ケラレシノミ、然ル日露役后ノ好景氣ニハ三九年ヨリ四一年迄ニ三会社新設セラレ又火災保険会社ニシテ海上保険ヲ兼営スルモノ四ツ生レタリ。歐洲大戰、影響ヲ受ケテ吾外國貿易及海運業ハ大進歩ナシ從テ海上保険ヲ益、要求スルニ至リ一般經濟界、事業熱、勃興ト相俟ツテ大正六年ニハ三社、七年ニハ五社、八年ニハ七社ト云フ如ク多數新

設セラレア火災保険会社ニシテ之レラ當ムニ至リシモノ甚タ多シ、海上保険会社ハ互ニ競争ヲ避クルタメニ早フヨリ相互ノ協定ヲナセシカ屢々之カ破ラレタリ、併シ明治三十六年以來ハ比較的ヨク此損是カ守ラレ居ルト云フ、惟フニ之ハ海上保険ノ中心市場タル故、料率ニ左右セラル、為ニ期セシテ其料率畢カ一致スル結果ナラント想像セラル。

歐洲戰爭ノ際、二対スル保険料カ非常ニ騰リ殆船ノ航通カ杜絶セントシ貿易ノ發達ヲ害スル怖アリシカ政府ハ大正九年三月戰時海上保険保証法ヲ定メ直ニ実施セリ、之レハ保険業者カ政府ノ指定セル料率以下ニテ、之等ノ引キ受ケ之レカタメニ事故發生シタルトキハ政府ニテ燃價ニテ其ノ損害填補額ノ八割ヲ保証スルナリキ、之レハ三年同ニ約三〇〇〇万円ノ政府支出ヲ要スルニ至リ財政上國庫ニ陷シカハ大正六年一月ニハ之リ改メテ該時海上再保險法ヲ施行シ政府ニ於テ一定ノ保険業者力本法ニ従テ引受ケタル元支契約ニ付シテハ政府カ一定ノ保険料ヲトリテ其再保險ヲ引受ケルコト、又ノ其費ハ好結果ヲ示シ貿易ノ癡達ヲ大いに助ケタルナリ。

大正十三年一月廿七日印刷
大正十三年一月廿三日發行（非賣品）

東京市本郷区本郷六丁目二番地
編輯兼
执行者 石田正七

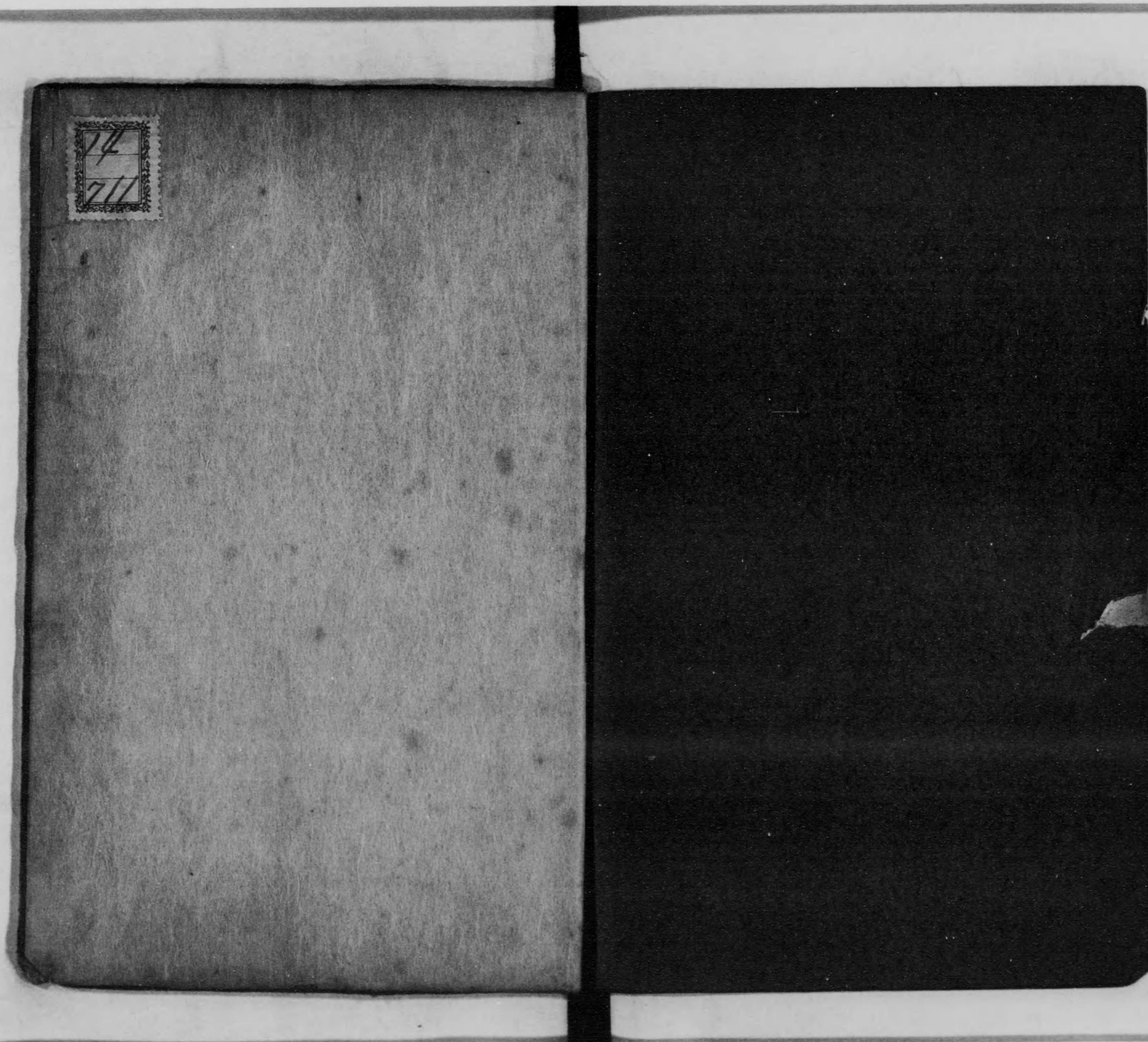
信

社

電話右川三一四七番

東京市本郷区本郷赤門前

印刷所 文



終

